資料４－１

役員報酬等規程改正の概要

**１．役員の給料の改定**

■　改正理由

　　　常勤の役員等の基本給月額の減額期間を継続するため、所要の規定整備を行う。

■　改正内容

　　（１）　常勤の役員等の基本給月額の減額期間の継続に伴う改正

　　　・　理事長の基本給月額の14％減額を理事長が別に定める日まで継続する。

【附則（平成20年規程第92号）第2項及び附則（平成23年規程第160号）第3項】

　　（２）　その他所要の規定整備

　　（３）　減額期間の終期について改正

・　「理事長が別に定める日」を「理事会が別に定める日」に改める。

【附則（平成20年規程第92号）第2項】

■　施行日

　　　（１）（２）について

　　　　令和3年3月31日

（適用日は令和3年4月1日）

　　　（３）について

　　　　　　令和3年4月28日